

令和7年度第2回浜田市総合教育会議

日 時 令和8年2月6日（金） 15時から17時まで（予定）
場 所 浜田市役所3階庁議室
構成員 三浦市長 砂川副市長
岡田教育長 杉野本委員 倉本委員 浅津委員 三浦委員
事務局 草刈教育部長 藤井教育総務課長 山口学校教育課長
石橋学力向上推進室長

1 市長あいさつ

2 協議事項

(1) 教育行政に係る意見交換

ア 小中学校の適正配置について…………… 資料1～5

イ 市長の教育に対する思いについて

3 その他



文部科学省

令和7年3月5日
第1回調査資料
研究者協力者会議



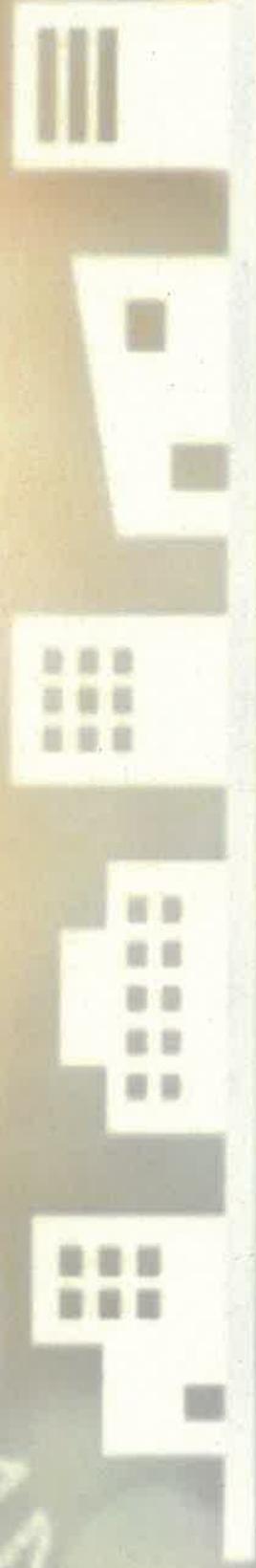
「令和の日本型学校教育」を推進する 学校の適正規模・適正配置の在り方に関する 調査研究協力者会議

参考資料

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育制度改革室

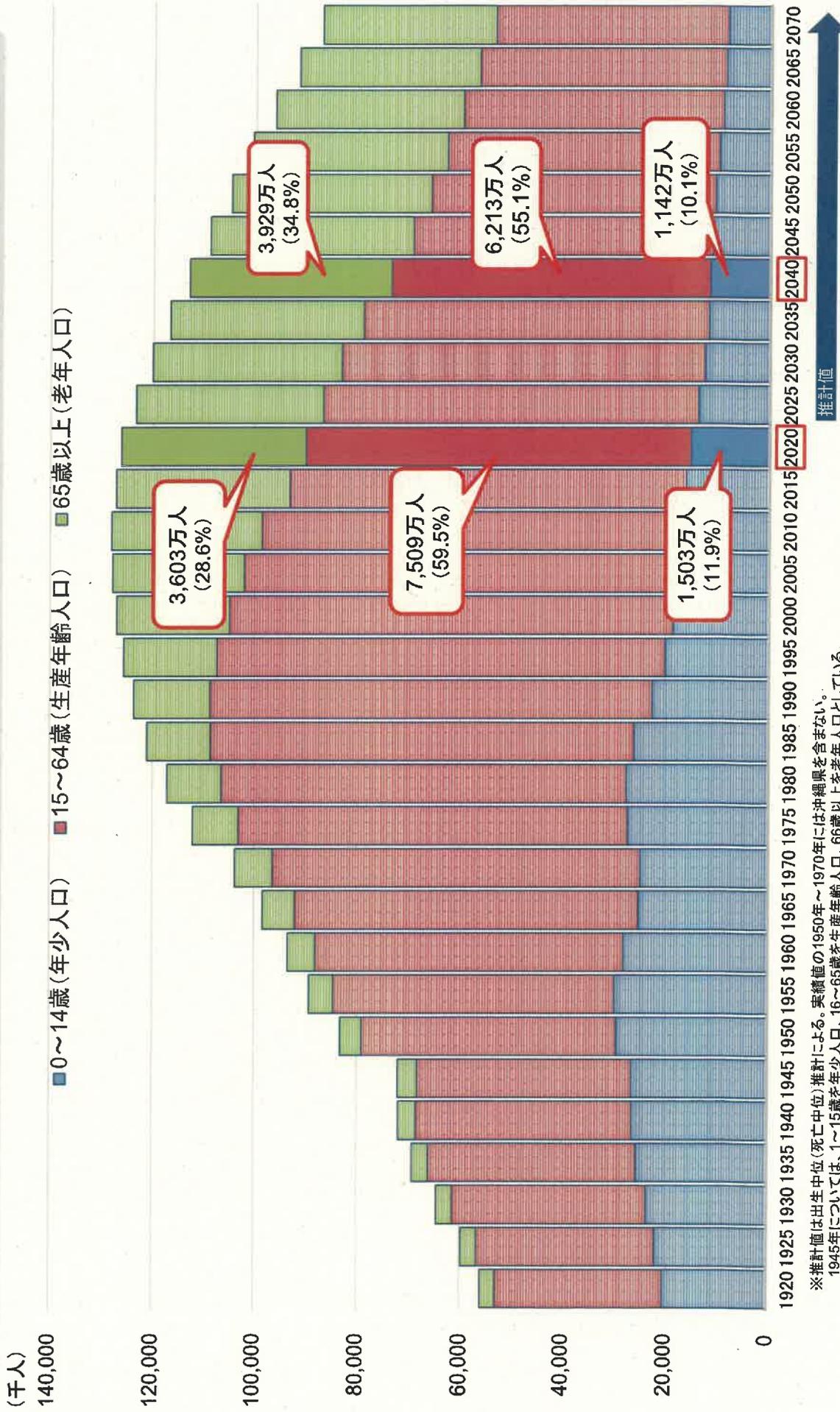


1. 公立小・中学校等の状況



人口の推移と将来推計

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



子供の人口の将来推計

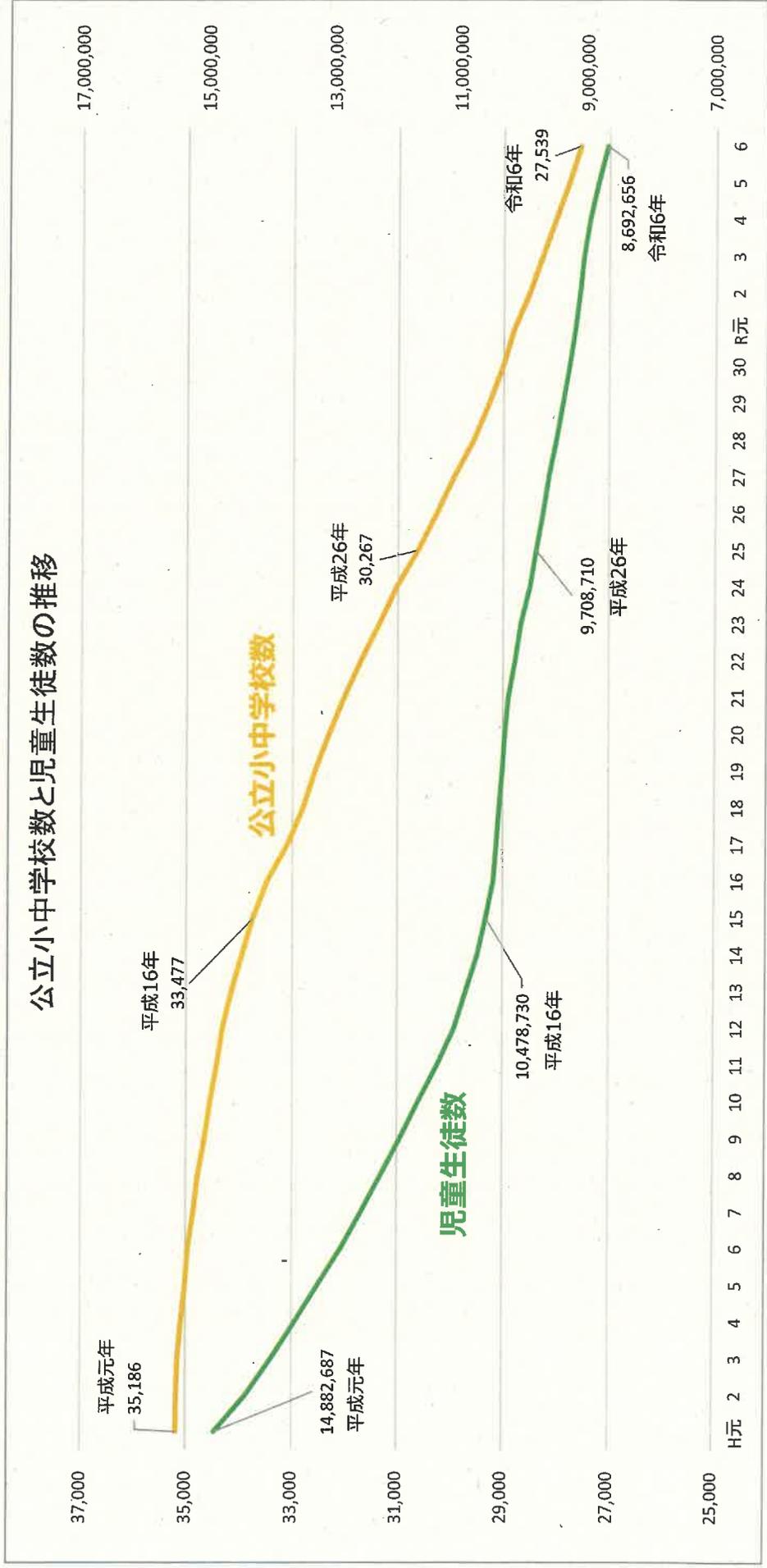
◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、19歳以下の人口は2045年には1,500万人を下回り、2070年には約1,100万人となる。



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。
 各年10月1日現在の総人口(日本における外国人を含む)。令和2年(2020)年は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果」による。

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R6）

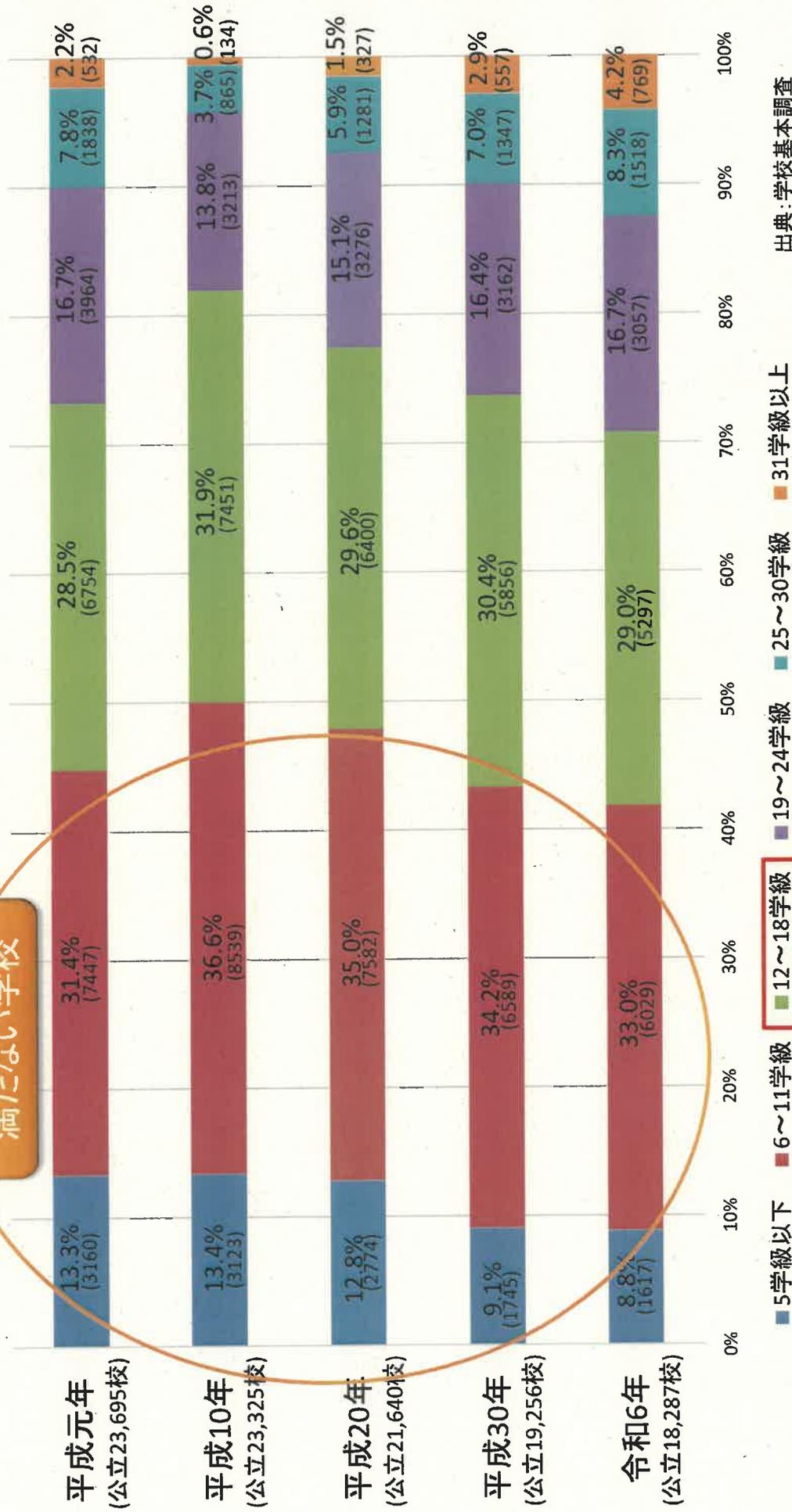
- 令和6年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して21.7%(7,647校)減少、10年前(平成26年)と比較して9.0%(2,728校)減少。
- 令和6年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して41.6%(6,190,031人)減少、10年前(平成26年)と比較して10.5%(1,016,054人)減少。



公立小学校の約4割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の()内の数字は全体の学校数(0学級の学校数を除く)に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



標準規模

【学校教育法施行規則第41条】

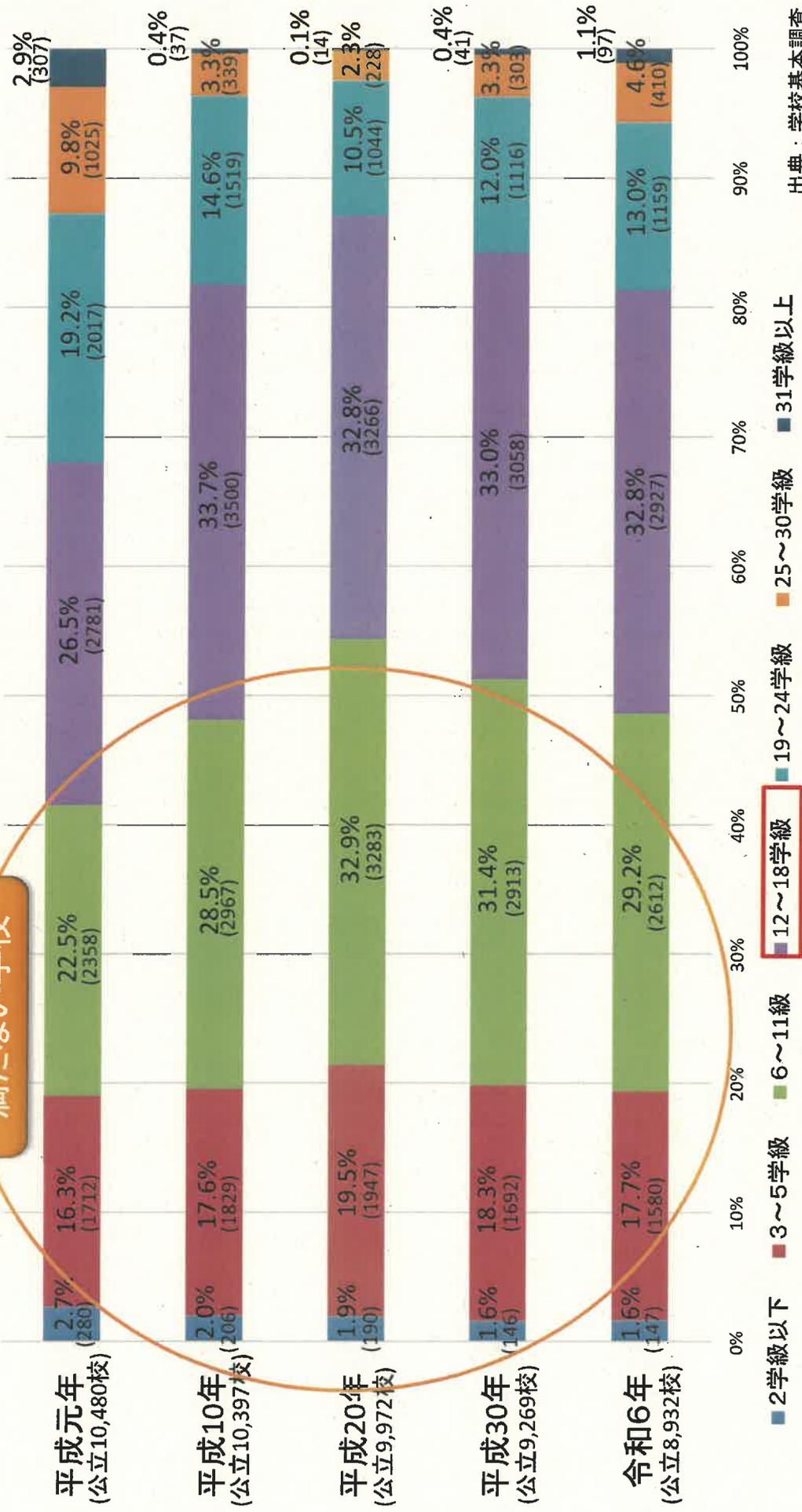
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の美態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

出典: 学校基本調査

公立中学校の約5割が標準規模を下回る

※グラフ中の()内の数字は全体の学校の数(0学級の学校数を除く)に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む

標準規模に
満たない学校



出典：学校基本調査

【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

標準規模

公立小中学校の統廃合を お考えの皆さまへ

～児童生徒のより良い教育環境の確保に向けて～



少子化の急速な進行など社会が大きく変化している中、公立学校を取り巻く状況の変化とあいまって、公立学校の統廃合に関する検討が求められている自治体が多くなっています。

本パンフレットは、文部科学省において平成27年に取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下「手引」という。*)を基に、小中学校の統廃合の検討を進めようとする皆様に対してそのポイント等を分かりやすくまとめたものです。

各市町村におかれては、地域ごとの様々な実情や課題等を踏まえ、保護者や児童生徒、教職員、地域住民等の関係者と合意を図りながら検討いただく際の参考資料として、是非ご活用ください。

令和7年3月 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室



文部科学省

小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

1. 適正規模・適正配置の検討が求められる背景

子供たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、適正規模・適正配置の検討が求められることが増えています。



2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

義務教育段階の学校の目的は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことであり、学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であること等から、**学校は一定の規模を確保することが重要です。**

学校規模の適正化の検討は、あくまでも**児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え**、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持ちます。地域の实情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もあり、こうした判断も尊重される必要があります。

※1:「公立小中学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」
(平成27年1月27日)

※2:人口動態統計速報(令和6年12月分)(厚生労働省)



3.対応の目安(小学校の場合) *中学校は手引(※1)参照

学級数	規模の特徴	検討の要否
1~5学級	複式学級が存在する規模	学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
6学級	クラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
7~8学級	全学年ではクラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方の検討が必要。今後の児童数の予測も踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級に準じて速やかな検討が必要。
9~11学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要。

注:文部科学省では、小中学校の学校規模(学級数)の標準等を設定している(学校教育法施行規則(※3)において、学校規模の標準は、小中学校ともに、12学級以上18学級以下)。

- 地理的条件により統合困難な事情がある場合には、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。



※3:学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条の規定は、中学校に準用する。

2 学校統廃合に関する合意形成の留意点

学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切です。

課題の可視化と共有

- ✓ 自治体の教育ビジョン等に基づき、子供たちに充実した教育環境を提供できているか、現在の教育活動に課題はないかなどについてデータや資料を共有。
- ✓ 将来的な児童生徒数の減少見込みも適切に把握・共有して、検討に必要な時期についても情報共有。

統合の効果の見通しと共有等

- ✓ 先行事例も研究し、統合した場合の効果*について共有し、学校の在り方を関係者が一緒になって考えていく。

*統合後の学校規模、教育活動(カリキュラム、指導の在り方)、通学条件、施設設備など。

統合を行う場合の検討体制の工夫

- ✓ 保護者、地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンが共有できるよう、地域と学校が両輪となって学校づくりに取り組むための検討体制の構築。
- ✓ まちづくりや、他の公共施設等との複合化・共用化など施設整備の観点等から、首長部局と部局横断的な検討体制の構築。



3 国からの支援メニュー（例）

現在、国から自治体の皆さまを支援するメニューには以下のようなものがあります。

施設整備への補助

- 統合に伴う学校施設の新増築。
(負担割合：原則1/2)
- 統合に伴う学校施設の改修。
(算定割合：原則1/2)

※統合の際、他の公共施設との複合化・集約化を伴う場合においても、当該統合に係る学校施設の新増改築及び改修に要する経費については補助対象となる。

スクールバス等購入費、遠距離通学費補助

- 学校統廃合等に係る小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業を補助。
(負担割合：1/2)
- 学校統廃合を伴う小・中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助。
(負担割合：1/2)
(補助期間：5年間)

教職員定数の加配措置

- 統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築のために活用可能な加配定数を措置。
- 小中一貫教育を推進する際、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む学校を支援。

4 課題とその対応策の例

ここでは、生じることが多い課題とその対応策の例についてまとめています。

1 スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応

- 運動量の確保
- 体力づくり活動の充実
- 放課後の遊び時間や学習時間の確保
- 乗車時間の有効活用

2 通学路の安全確保に関する対応

- 通学路の定期的な安全点検、要注意箇所の把握・周知徹底
- 安全な登下校方策の策定
- 児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備
- スクールゾーンの再設定、街灯、横断歩道や信号機、防犯カメラ等の整備

3 児童生徒にとっての環境変化への対応

- 児童生徒同士の交流
- 統合前後で同じ教員を一定数配置
- 学級編制や担任決定への配慮
- 児童生徒や保護者の不安や悩みに関するアンケートを継続的に実施

4 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫

- 地域の方々に学校に参画いただくコミュニティ・スクールや地域学校協働本部等を導入
- 統合後の学校の教育活動に、統合対象各地区の教育資源を積極的に活用

5 地域の拠点機能の継承

- 防災拠点や、児童生徒の放課後や週末の活動拠点、文化・スポーツの活動拠点、地域コミュニティの精神的支柱
- 廃校施設等の活用

6 統合に伴う諸事務の計画的な実施

- 必要な事務をリストアップし、教育委員会と学校とで分担するなど計画的に対応、適切な人的配置
- 例) 校名、校章、校歌、制服等の決定、遠足等行事の調整

7 統合の成果・課題の可視化

- 統合によって期待される効果がどの程度実現しているか、また、想定された課題がどの程度改善又は解消されているか、継続的に評価し、取組の強化や改善につなげる



令和7年度 学校別児童生徒数一覧表

1 小学校

令和7年5月1日 現在

学校名	令和7年度									令和6年度	増減
	種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特	合計	合計	
原井小	児童数	(1) 38	(4) 40	(1) 44	(2) 37	(3) 31	(1) 46	12	248	250	△ 2
	学級数	2	2	2	2	1	2	2	[2] 13	12	1
松原小	児童数	(1) 13	(1) 14	16	(2) 17	(1) 17	(1) 16	6	99	109	△ 10
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8	
石見小	児童数	(1) 42	(1) 50	(2) 42	(2) 49	(4) 45	(2) 59	12	299	311	△ 12
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	[3] 15	15	
美川小	児童数	(1) 6	7	10	8	(3) 10	15	4	60	62	△ 2
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	7	1
周布小	児童数	(2) 32	(2) 37	35	(4) 41	(1) 45	(2) 34	11	235	247	△ 12
	学級数	2	2	1	2	2	1	3	[3] 13	14	△ 1
長浜小	児童数	(3) 37	(4) 33	(3) 38	(2) 40	42	(2) 31	14	235	242	△ 7
	学級数	2	2	2	2	2	1	3	[3] 14	14	
国府小	児童数	(2) 48	(3) 55	(3) 54	(3) 40	(8) 42	(4) 53	23	315	302	13
	学級数	2	2	2	2	2	2	5	[5] 17	16	1
三階小	児童数	(1) 28	(3) 35	(1) 31	(1) 33	(2) 31	(4) 35	12	205	211	△ 6
	学級数	1	2	1	1	1	1	3	[3] 10	11	△ 1
雲城小	児童数	(1) 17	(1) 17	(3) 22	(2) 22	(3) 31	17	10	136	135	1
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8	
今福小	児童数	7	2	6	(3) 6	7	(2) 3	5	36	33	3
	学級数	1	1	1		1		2	[2] 6	5	1
波佐小	児童数	1	1	1	3	5	1		12	11	1
	学級数	1		1		1			3	3	
旭小	児童数	(1) 9	11	16	22	(1) 17	14	2	91	110	△ 19
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	[1] 7	8	△ 1
弥栄小	児童数	(1) 4	(1) 8	4	(1) 7	4	9	3	39	40	△ 1
	学級数	1	1	1		1		1	[1] 5	5	
三隅小	児童数	(2) 18	(1) 29	(2) 28	(1) 26	31	(2) 24	8	164	176	△ 12
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8	
岡見小	児童数	(1) 3	6	6	(1) 7	5	(2) 5	4	36	40	△ 4
	学級数	1	1	1		1		2	[2] 6	6	
計	児童数	(18) 303	(21) 345	(15) 353	(24) 358	(26) 363	(22) 362	126	2,210	2,279	△ 69
	学級数	20	20	19	16	19	14	33	[33] 141	140	1

※()は特別支援学級に入る児童の外数 []は特別支援学級の学級の内数

※第1学年は30人・2学年は32人学級編制

※第3・4・5・6学年は35人学級編制

※事務職員未配置→波佐小

【市内小学校15校学級数内訳】

- ・5学級以下 . . . 2校
- ・6～11学級 . . . 8校
- ・12～18学級 . . . 5校

2 中学校

令和7年5月1日 現在

学校名	令和7年度						令和6年度	増減
	種別	1年	2年	3年	特	合計	合計	
第一中	生徒数	(1) 113	(2) 133	(5) 114	8	368	374	△ 6
	学級数	4	4	4	2	[2] 14	15	△ 1
第二中	生徒数	(1) 29	(1) 34	41	2	106	129	△ 23
	学級数	1	1	2	2	[2] 6	7	△ 1
第三中	生徒数	(1) 97	(3) 84	(5) 109	9	299	292	7
	学級数	3	3	4	2	[2] 12	12	
浜田東中	生徒数	(1) 36	(1) 53	(5) 40	7	136	147	△ 11
	学級数	2	2	2	4	[4] 10	10	
金城中	生徒数	(3) 16	(2) 26	(1) 23	6	71	90	△ 19
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	5	
旭中	生徒数	(2) 19	(1) 16	(3) 24	6	65	60	5
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	5	
弥栄中	生徒数	7	5	8		20	20	
	学級数	1	1	1		3	3	
三隅中	生徒数	(3) 40	(2) 36	(3) 42	8	126	107	19
	学級数	2	1	2	2	[2] 7	6	1
計	生徒数	(12) 357	(12) 387	(22) 401	46	1,191	1,219	△ 28
	学級数	15	14	17	16	[16] 62	63	△ 1

※()は特別支援学級に入る生徒の外数 []は特別支援学級の学級の内数

※第1学年は35人、第2・3学年は38人学級編制(少人数学級編成)

【市内中学校8校学級数内訳】

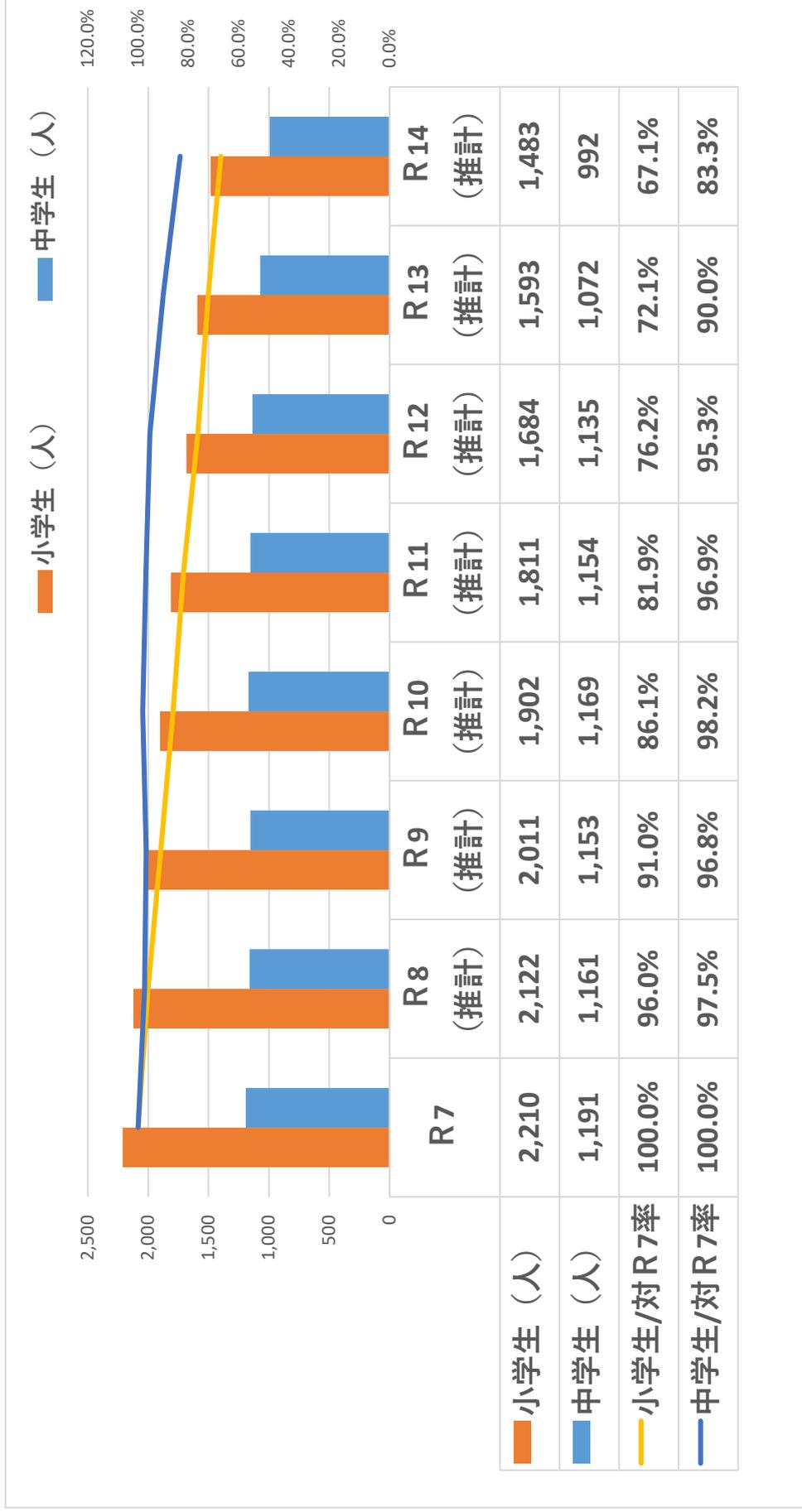
- ・3～5学級 . . . 3校
- ・6～11学級 . . . 3校
- ・12～18学級 . . . 2校

3 小・中学校全体

令和7年5月1日 現在

区分	児童生徒数			学級数			
	R6年度	増減		R6年度	増減		
1_小学校	1_通常学級	2,084 人	2,158 人	△ 74 人	108 学級	108 学級	0 学級
	2_特別支援学級	126 人	121 人	5 人	33 学級	32 学級	1 学級
	小計	2,210 人	2,279 人	△ 69 人	141 学級	140 学級	1 学級
2_中学校	1_通常学級	1,145 人	1,171 人	△ 26 人	46 学級	46 学級	0 学級
	2_特別支援学級	46 人	48 人	△ 2 人	16 学級	17 学級	△ 1 学級
	小計	1,191 人	1,219 人	△ 28 人	62 学級	63 学級	△ 1 学級
全体	1_通常学級	3,229 人	3,329 人	△ 100 人	154 学級	154 学級	0 学級
	2_特別支援学級	172 人	169 人	3 人	49 学級	49 学級	0 学級
	合計	3,401 人	3,498 人	△ 97 人	203 学級	203 学級	0 学級

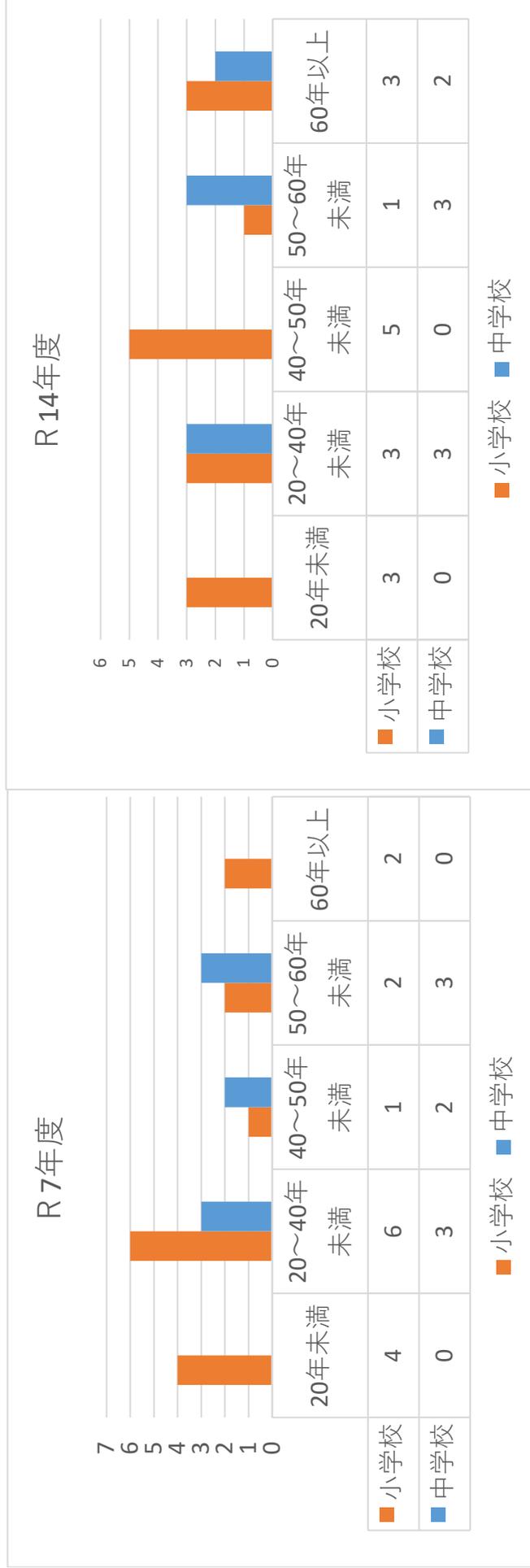
市内小中学校児童生徒数見込み



・令和7年度の児童生徒数は5月1日時点の実数値

・令和8年度以降の児童生徒数は推計値

市内小中学校学校建築年数経過表



※校舎の建築年数を基に積算

※美川小学校は建替え後として算出(いずれも20年未満に計上)